

3 空き店舗にブックカフェ
2 商店街と出店希望者をマッチング
3 日常の買い物で「生活防災」呼びかけ

商店街ニュース

第1092号 平成27年9月5日
 (毎月5日発行)

発行所 東京都商店街振興組合連合会
 東京都中央区銀座2-10-18 (〒104-0061)
 電話 03 (3542) 0231~5
 FAX 03 (3542) 0236
 定価 年間2500円【購読料は会費に含む】

**振興組合化を
推進しよう**

http://www.toshinren.or.jp/

商店街で「学びの秋」

『まちゼミ』で地域の連携促進

商店街の店主を講師に、プロの技や商品知識を提供する「まちゼミ」が、今年も全国20カ所以上で継続的に実施され、都内でも4年前の青梅市商店街連合会を皮切りに、区市町村や商店街単位で続々と開催されている。学びの秋到来、都内各地の商店街のまちゼミ事例をもとに、東京エリアまちゼミフォーラム(左下の別掲記事参照、以下「まちゼミフォーラム」)の第3部「パネルディスカッション」でのパネラー参加店主の声を交えながら、店・街活性化へのヒントを探る。



9月1日にスタートした浅草北部まちゼミでは、各店頭で店主の個性と地域性あふれる講座を展開中

講座数の規模で訴求力アップ

4年前から年々回実数している「まちゼミ」は、今年も全国最大規模を誇る店舗数講座数が特徴。第1回から今年7・8月に実施した第7回目までの11回のまちゼミでは、77講座から167講座へと増え、受講生数は500名から1000名規模へと順調に拡大している。これに併せて、講師の質も向上し、地域活性化に貢献している。第5回目から案内チラシにテーマを絞った

秘策やノウハウハウ共有化

青梅市まちゼミでは、青梅市おみやげ商店街の店主が、元気にまちゼミを実施している。講師の質も向上し、地域活性化に貢献している。第5回目から案内チラシにテーマを絞った

都内より3件採択

地域商業自立促進事業

平成27年度地域商業自立促進事業の採択案件について、このほど補助金の交付先が決定した。本補助制度は、商店街等を基盤として、地域経済の持続的発展を図るため、地域住民等のニーズや当該商店街を取り巻く外部環境の変化を踏まえ、地方公共団体と密接な連携を図り、商店街組織が単独で、又は商店街組織が主体となり、民間企業や特定非営利

活動法人等と連携して行う、以下の分野(地域資源活用)、「外国人対応」、「少子・高齢化対応」、「創業支援」、「地域交流」に係る公共性の高い取組を支援するもの。全国で地域商業自立促進調査分析事業として20件、支援事業として14件、そのうち都内商店街としては、以下3件が採択されている。

▼台東区・浅草北部
 ことろ商店街II商店街C1テナントとキャラクターデザインを導入したモノユースやまちの案内ボード制作等事業
 ▼世田谷区・下北沢
 東武池袋線外街に「ヒップ」株式会社を誘致し、外国人観光客向けに「おもてなし」提供等事業
 ▼杉並区・高円寺
 座敷商店街同組合II農村と連携した商店街ブランド等の販路開拓を有したコミュニティカフェ等整備事業



地域と歩んで60周年

八幡山商福会で祝賀ケーキづくり

「商店街60周年を記念して、最後にこの60年を飾ります」と、マカロンで飾られた台座ケーキには、丸ごとロマンアンメ細工の三日月、球状の星が、地元のパティシエ、鶴家後彦氏の職人技でかき高シフォンケーキと、ハラハラわくわく見守っていた地元客から温かい拍手と歓声が沸き起こった。

「調布まちゼミ」からは、谷部邦彦、上田田商栄会副会長が登壇し、店主へのメッセージとして、毎回のまちゼミが利用している例や、まちゼミ時だけ利用する方も出てきている。この報告も、こうしたパネリストから、こうした街を取り込んでいく工夫についてアドバイスがなされていた。

「調布まちゼミ」からは、谷部邦彦、上田田商栄会副会長が登壇し、店主へのメッセージとして、毎回のまちゼミが利用している例や、まちゼミ時だけ利用する方も出てきている。この報告も、こうしたパネリストから、こうした街を取り込んでいく工夫についてアドバイスがなされていた。

検証 活性化へのニューウェーブ

「青梅まちゼミ」からは、青梅市商店街連合会が発表に立ち、当初はなかなか一歩踏み出せる店が少なく、お誘いしていただいたこと、苦肉の策、商店街同士の連携による積極的な勧誘活動に、参加店主同士の間で、まちゼミの相互送客効果も、まちゼミ受講者の増加におおいに寄与している。

「調布まちゼミ」では、調布まちゼミの代表の松井洋一郎氏が、「元気にまちゼミを実施している。講師の質も向上し、地域活性化に貢献している。第5回目から案内チラシにテーマを絞った」

「調布まちゼミ」からは、谷部邦彦、上田田商栄会副会長が登壇し、店主へのメッセージとして、毎回のまちゼミが利用している例や、まちゼミ時だけ利用する方も出てきている。この報告も、こうしたパネリストから、こうした街を取り込んでいく工夫についてアドバイスがなされていた。

活性化の第一歩は“振興組合化”から

▼商店街振興組合とは

商店街が形成されている地域で、小売商業・サービス業、その他の事業者などが団結し、共同で経済事業と地域の環境の整備改善を行いながら、商店街の振興発展と各個店の繁栄を図るための法人組織です。

▼なぜ振興組合をつくるのですか

大型店の進出や消費者ニーズの多様化、さらに、価格競争の激化などの厳しい状況により、近年、商店街の衰退が全国的な問題としてクローズアップされています。こうした現状に対応して、活路を切り開いていくためには、商店街が一丸となって、環境整備事業や販売促進事業を積極的に展開し、地域住民に広く支持される「魅力ある街づくり」を推進する必要があります。

▼振興組合のメリットはこんなにあります。

- 法律に基づく法人であるため、組合員の権利や義務が明確になって社会的信頼度が高まり、金融機関への信用力も増します。
- 国や東京都、区市などの助成や公的融資の対象となります。
- 振興組合を設立し都振連に加入すると、各種の事業が活用でき、また都振連指導員による運営支援を受けることもできます。
- 税制面で優遇されます。
 - 法人税……協同組合等として普通法人よりも低い税率適用(年800万円以下の所得であれば15%、年800万円超の所得であれば19%)が受けられ、また中間報告書の提出は不要
 - 印紙税……出資証券、定款は非課税。組合・組合員間の受取書で、営業に関しない場合は非課税
 - 登録免許税……組合の設立、代表理事の変更などは非課税
 - 法人事業税……年400万円を超える所得には6.6%の軽減税率
 - 不動産取得税……商店街近代化のために高度化融資などにより取得し、5年以内に組合員に譲渡する不動産などは免除
 - 固定資産税……事務所や倉庫(敷地を除く)などは非課税
 - 事業所税……課税標準が2分の1に軽減

▼振興組合を設立するために必要なことは

次の三つの要件を満たしているとき、発起人7人以上の設立手続きによって設立できます。

- ①小売商業、サービス業を営む者が30人以上近接して商店街を形成していること。
- ②他の商店街振興組合の地区と重複しないこと。
- ③その地区内の組合員有資格者の3分の2以上が組合員となり、かつ総組合員の2分の1以上が小売商業者またはサービス業を営む者であること。

(環境整備事業)

(カラー舗装化)

(アーチ)

(アーケード)

(街路灯)

(販売促進事業)

(イベント)

(商品券)(カード)

(地区内の有資格者)

非組合員
組合員
2/3以上

(組合員)

小売業者
又は
サービス業を
営む者
1/2以上